

リサーチ・アドミニストレーター協議会謝金規程

平成 27 年 3 月 11 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、リサーチ・アドミニストレーター協議会会則第 30 条に基づき、リサーチ・アドミニストレーター協議会(以下「協議会」という。)が開催する研修会、講演会、セミナー及び年次大会等の講師等(以下「講師等」という。)への謝金に関し、定めるものとする。

(講師等の定義)

第 2 条 講師等は、会長、副会長又は各専門委員会の委員長が招聘する有識者(協議会の役員、会員を含む。)、年次大会における登壇者及び補助者をいう。ただし、講師等については、協議会が開催する研修会、講演会、セミナーおよび年次大会等のプログラム等に講師として氏名が記載されていることを原則とし、海外等に居住し、オンラインで参加する講師ならびに資料提供者を含む。

(謝金)

第 3 条 講師等に対する謝金の額は、別表の基準により算定するものとする。ただし、資料提供者については、協議会に限定された web 上での資料公開ならびに配付に承諾を得ることを原則とする。

(特別規定)

第 4 条 前条の規定に係わらず、然るべき理由がある場合及び外国から招聘する講師等の謝金の額について、会長が特に必要があると認めるときは、別に定めることができる。

附則 この規程は、平成 27 年 3 月 11 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 7 月 22 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

[別表]

項目	基準単価	上限
講演	6,000 円/時間	30,000 円/回
講師	6,000 円/時間	18,000 円/回

講師補助者	2,000 円/時間	8,000 円
スライド原稿作成・提供	250 円/A4 1 枚	100,000 円
原稿執筆・提供	2,000 円/A4 サイズ 1 枚	40,000 円
運営補助者（受付等 軽作業）	1,000 円/時間	8,000 円/日